

第1編 総則

第1章 計画の基本方針

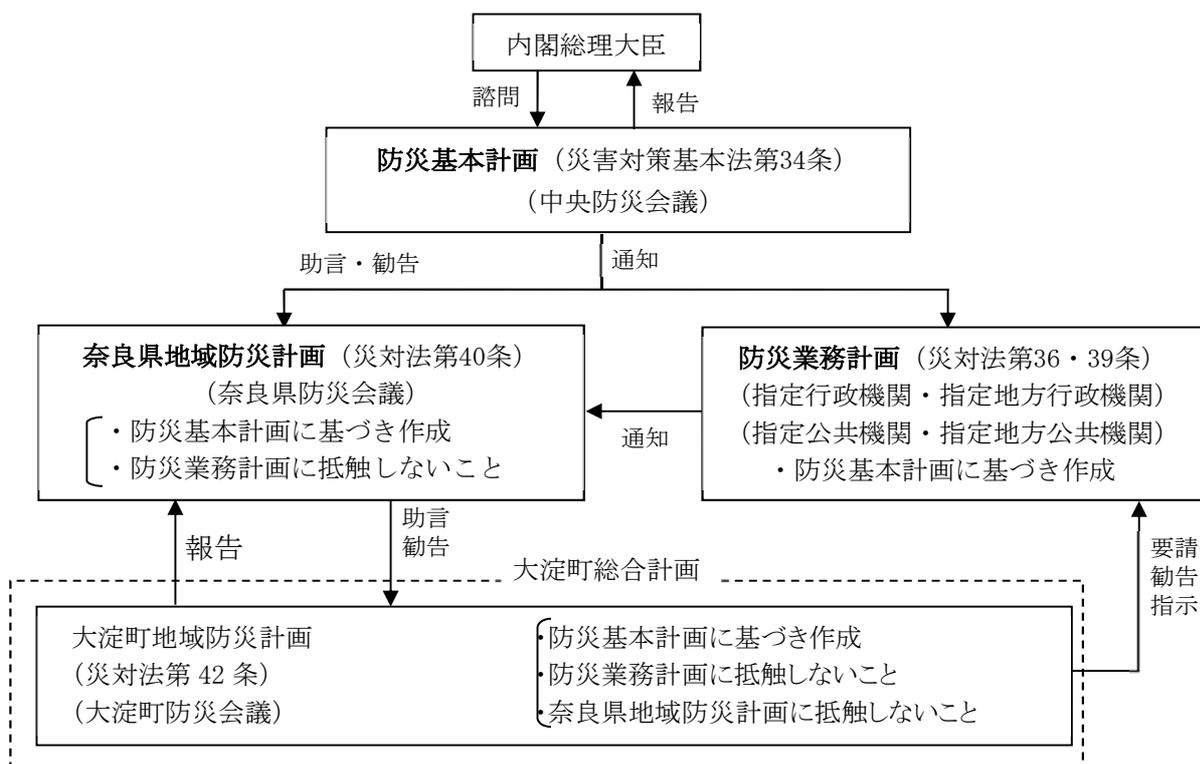
第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、大淀町（以下「町」という。）の町域に係る防災に関し大淀町防災会議が定める計画であって、町と町域内の公共的団体（以下「関係機関」という）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、町域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、奈良県地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する、防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

大淀町総合計画は、本町域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定するもので、町の防災施策も同計画に基づき実施する。



第3 基本方針

本計画の基本方針を、次のとおり定める。

1 災害時の被害を最小化する「減災」の推進

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とする。人命を守ることを最優先としたうえで、経済的被害も少なくなるようハード・ソフト両面の様々な対策を組合せて効果的な取組を推進する。

2 「自助・共助・公助」の組合せによる取組の推進

行政が取り組む「公助」にも限界があることから、町民一人ひとりが自らの身の安全は自らが守るという意識を持って行動をとる。自らの命を守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」を適切に組合せた取組を推進する。

3 「多様な視点」からの取組の推進

要配慮者や男女共同参画の視点等、様々な視点からの防災対策を考え実効性の高い取組を推進する。町民、事業者等、多様な主体が相互に連携し、協力して防災の取組を推進する。

4 「感染症のまん延防止対策」等の推進

3密（密集、密接、密閉）が重なりやすい避難所等における新型コロナウイルス感染症等の感染予防・感染拡大防止のため、関係機関等と連携を図り、取組を推進する。

第4 計画の構成

この計画は、「総則」、「災害予防計画」、「風水害等応急対策計画」、「地震災害応急対策計画」、「復旧・復興計画」、「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「資料編」で構成する。

1 総則

町及び関係機関が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱、想定される災害等について定める。

2 災害予防計画

災害の未然防止と被害の軽減を図るために平常時から実施すべき措置や対策等について定める。

3 風水害等応急対策計画

風水害発生前の警戒活動などとともに、発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町及び関係機関に求められる活動内容を災害警戒期、災害発生後に分け時系列に定める。また、大規模火災、危険物等災害、突発災害の応急対策について定める。

4 地震災害応急対策計画

地震発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、町及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定める。

5 災害復旧・復興計画

住民の生活再建のため、各種の取組み及び復興の基本方針について定める。

6 南海トラフ地震防災対策推進計画

今世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震については、国による「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成14年7月に制定、平成15年7月に施行され、平成25年12月には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正された。

また、本町は、東南海・南海地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に、さらに、平成25年12月の改正に伴い「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

このことから、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。

7 資料編

「総則」、「災害予防計画」、「風水害等応急対策計画」、「地震災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進計画」を実施するうえで、参照すべき資料、付表・付図、様式等について記載する。

第2章 防災ビジョン

第1 計画の理念

地震、風水害、事故などの災害は、いつか必ず発生するものであり、それが今、突然発生する可能性もある。また、大災害時には、行政、地域、住民ができることにはそれぞれ限界がある。被害の発生や被害をゼロにすることは困難であるため、災害が発生することを前提にできるだけ被害を最小限にとどめる「減災」を目指して対策を推進する必要がある。

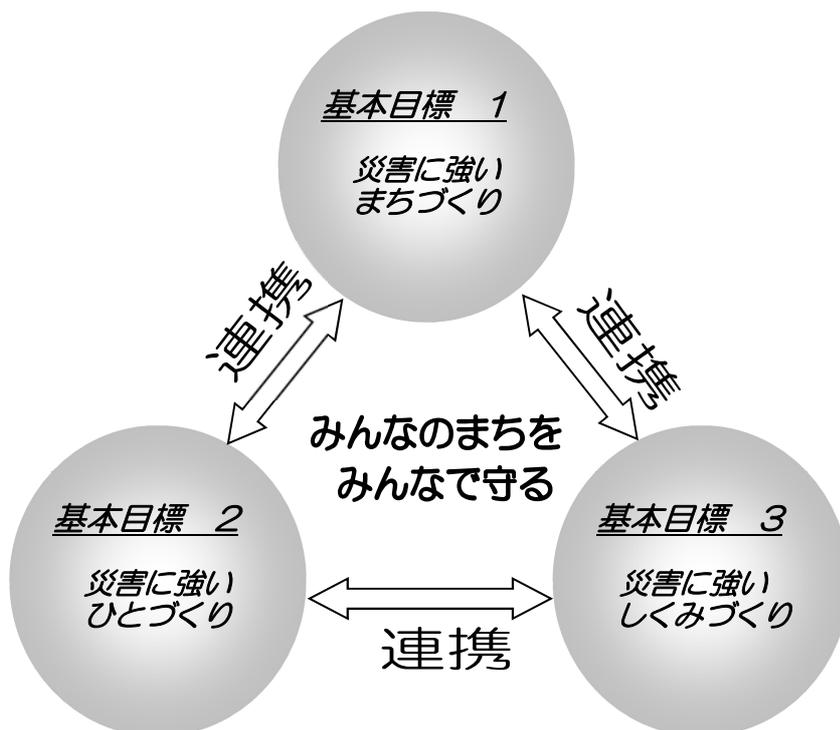
さらに、災害に対しては、「自助・共助・公助」の考え方から、「自らの命は自らで守る」という意識のもと、行政だけでなく住民一人ひとり、区・自主防災組織、事業所などが、大淀町で災害が発生したらどのようなようになるかを具体的にイメージして、自らでできることは何かを考え、それぞれの地域社会でそれぞれの役割を果たすことが必要である。

住民の安全を確保し、被害を最小限にとどめることを実現するためには、長期的かつ総合的な施策により「災害に強いまちづくり」を進めること、被害を少なくするために「災害に強い住民・職員づくり」を進めること、いかなる災害にも対応できる「災害に強い組織・体制（しくみ）づくり」を進めることが重要となる。

過去の紀伊半島大水害などの風水害や東日本大震災等の教訓、今後発生が懸念される南海トラフ地震や内陸活断層地震等による災害を念頭に、「みんなのまちをみんなで守る」ことを計画の理念とし、みんなの力を結集して、災害に強い大淀町をつくりあげるため、基本目標として次の3つを掲げる。

計画の理念 「みんなのまちをみんなで守る」

- 基本目標 1 災害に強いまちづくり
- 基本目標 2 災害に強いひとづくり
- 基本目標 3 災害に強いしくみづくり



計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
- (2) 自助・共助の促進による自主防災体制の確立
- (3) 町、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
- (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- (7) 関係法令の遵守
- (8) 避難行動要支援者等の多様な視点を生かした対策の推進
- (9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

第2 基本目標達成のための防災施策

1 災害に強いまちづくり

(1) 風水害対策の推進

近年は集中豪雨の回数が増え、内水氾濫とともに外水氾濫の危険性も危ぶまれる。今後も、河川やため池の改修、排水能力の強化、下水道及び治水施設の整備等を推進するとともに、早めの避難を実現するために、洪水や浸水を想定した警戒・避難体制の強化を図る。

(2) 地震対策の推進

建て替え等により、施設そのものの耐震性は向上しているが、危険要因の増加等により、これまでにない被害も予測される。

町及び関係機関は、防災・減災の視点にたった対策を展開し、建築物の耐震化・不燃化等を推進する。さらに、ライフラインを災害時にも最低限維持するための対策を推進するなど、災害に強い社会基盤の整備を図る。

住民及び事業所は、耐震診断などを通じて建物のぜい弱性を把握するとともに、それに見合った耐震補強、屋内家具等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、ブロック塀・自動販売機・看板等の転倒・落下防止など、家庭、職場の耐震化、防火対策に努める。

(3) 土砂災害対策の推進

土砂災害を防止するための砂防施設等の工事を推進するとともに、早めの避難を実現するために、土砂災害を想定した警戒・避難体制の強化を図る。

(4) その他の災害対策の推進

突発重大事故、危険物等災害、林野火災等についても、他の災害の対策とあわせ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備の推進を図る。

2 災害に強いひとづくり

(1) 自助能力の向上

大規模な災害においては、人命救助などの行政の緊急活動が行き渡らない可能性もある。このような中、地域の被害を小さくするためには、現場での適切な初期活動が必要不可欠であり、それを行う住民の役割は極めて重要である。

そのため、町は、地域及び職場等を通じて住民の危機意識の高揚を図り、防災教育や防災訓練等を通じて、個人の災害時の防災活動力の向上を図る。

(2) 共助能力の向上

災害発生時の被害を軽減するためには、住民一人ひとりの活動に加え、区・自主防災組織を主体とした地域単位での活動が必要不可欠となる。特に要配慮者への対応については、地域や近隣

での協力体制が最も有効である。

そのため、町は、防災教育や地域での防災訓練等を通じ、自主防災組織の育成強化を図る。

(3) 防災関係者の防災力の向上

町職員をはじめとする防災関係者に対し、研修や防災訓練を実施し、防災意識及び災害対応力の向上を図る。

3 災害に強いしくみづくり

(1) 情報伝達手段の確保

災害発生時における情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、防災行政無線等を整備し、早期の避難誘導や事前準備を可能とすることにより、被害の軽減を図る。

(2) 要配慮者支援策の確立

災害発生時等における要配慮者への避難情報等の伝達や迅速な避難誘導を図るため、区・自主防災組織を中心として、要配慮者一人ひとりに対して近隣協力者を定めるなど「要配慮者避難のための近隣協力体制づくり」を進める。

(3) 災害対策本部の機能強化

災害時の本部機能の強化を図るため、本部内及び防災関係機関の情報共有手段の整備を図るほか、地域防災計画に基づく各種マニュアルを作成し、「いつ、だれが、何を、どうするのか」といった役割分担を明確にする。マニュアルは、訓練の実施により実効性の検証を行い、必要な見直しを図っていく。

(4) 応援体制の充実

近隣の市町村、関係機関、民間事業者等と災害対策に関する各種協定を締結し、広域応援体制を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

(5) 消防力の強化

消防自動車、消防団の資機材等の整備を促進し、消防力の強化を図るとともに、消防団員の資質向上、活性化を図る。

また、大規模災害に対応できるよう消火栓、防火水槽の整備を進め、消防水利の確保に努める。

(6) 災害医療・救急救助体制の高度化

南奈良総合医療センターを中心として、吉野郡医師会、町内及び近隣医療機関等との連携により、災害医療体制の高度化を図る。

また、特殊災害に対応できる資機材を整備し、救助技術の高度化を図る。

(7) ボランティア活動体制の整備

災害時のボランティアの受入体制を整備し、平常時からボランティア活動組織との連携を強化及び支援を行い、災害時のボランティア活動の組織・体制・基盤づくりに努める。

第3章 町域の概況

第1節 自然的条件

第1 地勢

本町は、竜門山地の西よりに位置し、西は御所市・五條市に、北は高取町に、南は下市町に、東は吉野町に接している。

面積は38.10k m²で、東西約11km、南北約5kmの町域で、全体として北東部で標高が高く約600mの起伏の大きな山地が連なり、南西や南に向かって標高が低下して標高約130mの吉野川（紀の川）河谷に連なっている。

■地勢・面積

面積	ひろがり		標高	
	東西	南北	最高	最低
38.10k m ²	約11km	約4.7km	610.5m	132.8m

第2 地形

本町の地形は全体として竜門山地と吉野河谷に属している。標高は北東部の山頂で標高610.5m、東方には904.3mの竜門山に連なり、全体に周囲に山地が連なっている。中央部には標高220m～260m前後の台地の地形となっており、南部の吉野川（紀の川）の河谷で、標高が最も低く、標高約133mとなっている。

町の南端部を紀の川水系の吉野川（紀の川）が西方に流れ、この支流が吉野川（紀の川）にほぼ直角に、南に流れて吉野川（紀の川）に合流している。なお、本町北西部の一部、今木地区～薬水地区付近は、大和川水系の曾我川の流域に含まれ、北西方に流下している。

本町北東部には、600m級の山地を中心とした中起伏山地がみられ、これを取り囲んで中部～西部にかけて小起伏山地が分布する。

山地の南限から吉野川（紀の川）河谷までには広く丘陵地が広がっている。

丘陵地の尾根部などには台地が分布している。台地は、上位より高位段丘、中位段丘、低位段丘に区分され、高位段丘は西部の標高200m～250m付近の丘陵尾根部などに分布する。中位段丘は南部の下市口付近の標高170m付近や東部の標高200m付近の丘陵地尾根部などに分布する。低位段丘は、吉野川（紀の川）沿いやその支川沿いに分布し、沖積面との比高は10m前後となっている。

低地はすべて、谷底平野または崖錐が該当する。吉野川（紀の川）沿いの谷底平野の分布は狭く、細長く分布する。吉野川（紀の川）の支川に沿って南北に延びる谷底平野が並行に分布し、山間部の谷部にまで細長く分布する。

丘陵地や台地の一部では、宅地造成やゴルフ場開発などによる地形改変が行われている。これらの土地は、造成により尾根・谷を切土・盛土され平坦地化されている。

第3 地質

本町の地質は、北部では領家花崗岩の固結した岩石類を基盤岩とし、中央構造線沿いの圧砕岩類を挟んで、中生代白亜紀に堆積した和泉層群の礫岩・砂岩層の固結岩が基盤岩として分布する。また、千股断層の南側には、三波川結晶変岩などの中生代ジュラ紀～白亜紀にかけて形成された変成

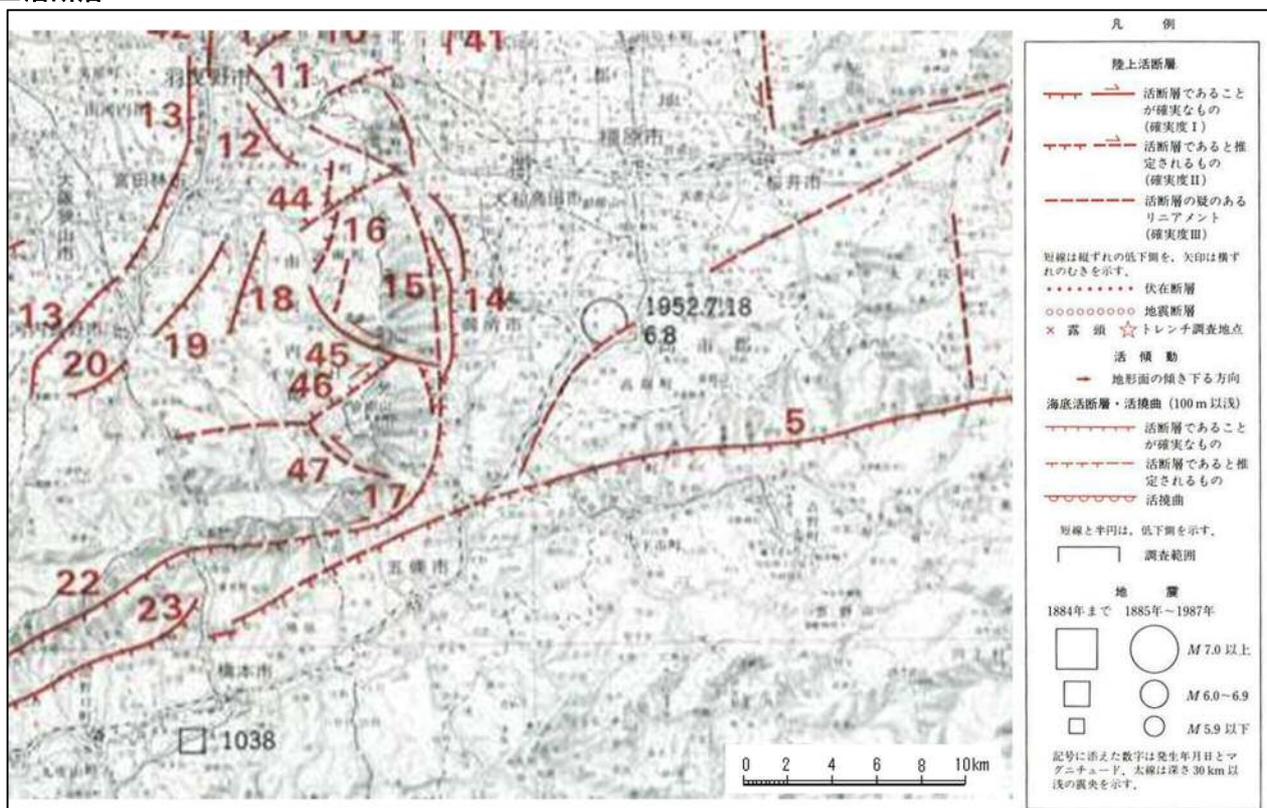
岩を主体とした岩体が地下に分布する。本町の中南部では、これらの基盤岩を被って、新生代第三紀末～第四紀の鮮新世～前期更新世の堆積した、吉野層群の竜門累層および大淀累層の砂礫層が丘陵の尾根部などに広く分布している。

新生代第四紀更新世に吉野川（紀の川）沿いに堆積した砂礫層は段丘層とよばれ、礫・砂などよりなるよく締まった地層であり、下市口付近などに分布する。その台地の周辺部には段丘崖と呼ばれる急崖がみられ、崩壊しやすい特性がある。谷底部などには未固結の砂・泥・礫が堆積し、沖積層と呼ばれている。沖積層は、現在も堆積しつつある地層で、中高層建築物などの基礎としての支持力のない軟弱な地盤(未固結堆積物)である。

第4 活断層

本町付近の活断層は、「日本の活断層」によれば、本町を東西に縦断する千股断層をはじめ、五條市付近には中央構造線、葛城断層、金剛断層など多くの活断層があり、大部分は確実度がIで、活動度はA～Cで、長さは長いもので20 km～30 km、短いもので6 km～8 kmとなっている。

■活断層



資料) 新編 日本の活断層、東京大学出版会

■周辺地域の活断層

番号	名称	確実度	活動度	長さ(km)
5	千股断層	I	C	30
23	中央構造線	I	C	22
22	五条谷断層	I	A	22
17	金剛断層	I	B	8
15	葛城断層	II	B	7
14	葛城東麓断層群	I	B	6

第5 気象

1 気温・降水量等

本町の気候は内陸型で、一般に多雨多湿、冬季は北西風の季節風が吹く。アメダス(五條)によれば、近年の平均気温は14～15℃、年間降水量は1,555mm前後、平均風速は1.6m/s程度である。参考として五條地域気象観測所の観測記録を以下に示す。

■気温・降水量等(観測場所:五條地域気象観測所)

年	気温(℃)			降水量(mm)		風速(m/s)・風向	
	日平均	最高	最低	年間	日最大	年平均風速	最大風速の風向
2009	14.4	34.9	-6.1	1,501.5	92.0	1.9	北
2010	14.6	35.9	-5.2	1,549.5	82.0	1.9	西
2011	14.2	35.2	-5.5	1,619.5	76.5	1.9	北
2012	13.9	36.1	-7.2	1,451.5	97.0	1.8	西北西
2013	14.4	37.2	-5.7	1,477.5	128.0	1.9	北北西
2014	14.0	36.9	-5.6	1,106.0	118.5	1.8	北
2015	14.7	37.1	-4.6	1,459.0	60.0	1.8	西北西
2016	15.1	35.8	-5.5	1,461.5	104.5	1.7	北
2017	14.1	35.8	-5.7	1,413.5	254.5	1.7	南西
2018	14.8	37.3	-5.7	1,741.5	104.0	1.6	南
2019	14.9	37.2	-5.0	1,482.5	149.0	1.6	西
2020	15.0	37.6	-5.3	1,676.0	86.5	1.6	西

■観測史上1～5位の値(観測場所:五條地域気象観測所)

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	254.5 (2017/10/22)	149.0 (2019/10/12)	128.0 (2013/9/16)	118.5 (2014/8/9)	111.5 (2013/6/26)	2005年12月 2021年2月
日最大10分間降水量 (mm)	19.5 (2016/7/28)	18.0 (2011/7/4)	17.0 (2015/8/29)	16.5 (2012/9/1)	15.5 (2020/7/22)	2009年1月 2021年2月
日最大1時間降水量 (mm)	48.5 (2016/7/28)	46.5 (2008/7/9)	40.0 (2016/9/6)	39.0 (2013/9/16)	38.0 (2019/6/30)	2005年12月 2021年2月
月降水量の多い方から (mm)	544.5 (2017/10)	488.5 (2020/7)	417.5 (2018/9)	347.5 (2011/9)	334.0 (2019/10)	2005年12月 2021年2月
年降水量の多い方から (mm)	1741.5 2018	1676.0 2020	1619.5 2011	1549.5 2010	1501.5 2009	2005年 2020年
日最大風速・風向 (m/s)	14 西北西 (2006/4/2)	12.8 西 (2010/3/21)	11.4] 南 (2018/9/4)	11 西北西 (2008/2/23)	11 西 (2007/5/10)	2005年12月 2021年2月
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	27.2 南南西 (2018/9/4)	25.0 北西 (2009/10/8)	24.8 西北西 (2010/3/21)	22.2 北 (2017/10/23)	22.0 北西 (2013/9/16)	2009年1月 2021年2月

注) 日最大瞬間風速・風速の1位の観測値は、統計値を求める対象となる資料が許容する範囲である20%を超えて欠けている。この観測値を利用するには十分留意すること。

資料) 気象庁

2 気象特性

奈良地方気象台資料によれば、奈良県の気候は概ね温暖だが、大和高原等では内陸性気候と山岳性気候の特徴を有し、気温の日較差が大きく、夏は暑く、冬は寒い。大和高原では特に冬は厳しい寒さとなる。

一方、南部山岳部では山岳性気候の特徴を有し、特に、日出岳を中心とする南東山地は、年間降水量が3,000mmから5,000mmに達する日本屈指の多雨地帯であり、夏の雨量が極めて多く、冬は厳しい冬山の様相になる。

第2節 社会的条件

第1 人口

本町の総人口・世帯数は、人口は17,197人、世帯数7,420世帯（住民基本台帳）で、平均世帯人員は2.3人である。町の面積は38.10k㎡で、人口密度は452人/k㎡となっている。

大部分の人口は、中南部の市街地に居住し、山間地域にわずかに居住地がみられる。

国勢調査結果によると、総人口は平成12年以降減少傾向にあるが、65歳以上の高齢者は増加傾向にあって、平成27年で総人口の約3割を占めており高齢化が進行している。

■人口・世帯数(令和2年8月末現在)

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
17,197人	7,420世帯	451人/k㎡	2.3人

■人口推移(各年国勢調査)

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総人口(人)	<u>17,453</u>	<u>18,633</u>	<u>20,015</u>	<u>20,376</u>	<u>20,070</u>	<u>19,176</u>	<u>18,069</u>
年少人口 (14歳以下)	<u>3,698</u>	<u>3,588</u>	<u>3,527</u>	<u>3,179</u>	<u>2,832</u>	<u>2,459</u>	<u>2,101</u>
構成比(%)	<u>21.2</u>	<u>19.3</u>	<u>17.6</u>	<u>15.6</u>	<u>14.1</u>	<u>12.9</u>	<u>11.6</u>
生産年齢人口 (15~64歳)	<u>11,452</u>	<u>12,312</u>	<u>13,178</u>	<u>13,267</u>	<u>12,831</u>	<u>11,924</u>	<u>10,651</u>
構成比(%)	<u>65.6</u>	<u>66.1</u>	<u>65.8</u>	<u>65.1</u>	<u>63.9</u>	<u>62.5</u>	<u>59.0</u>
高齢人口 (65歳以上)	<u>2,303</u>	<u>2,730</u>	<u>3,305</u>	<u>3,901</u>	<u>4,407</u>	<u>4,691</u>	<u>5,301</u>
構成比(%)	<u>13.2</u>	<u>14.7</u>	<u>16.5</u>	<u>19.1</u>	<u>22.0</u>	<u>24.6</u>	<u>29.4</u>

注) 人数は年齢不詳を含むため、合計は必ずしも一致しない
資料) 住民基本台帳、国勢調査

第2 交通網

本町の道路網は、国道 169 号、309 号、370 号及び 7 路線の県道が広域的幹線として町と周辺地域を結び、町道が町内を結んでいる。都市計画道路は、11 路線あるが、うち 7 路線で未整備区間が残る。

鉄道では近鉄吉野線が大阪、奈良と連絡し、町内には 3 つの特急停車駅を含め合計 6 つの駅がある。また、近鉄線は、吉野口駅で J R 和歌山線に連絡し、北は御所市、大和高田市、南・西は五條市、和歌山市方面に連絡している。

バス交通は、奈良交通によって、近鉄下市口駅及び大淀バスセンターから、国道 169 号、309 号、370 号などへの路線バスが運行され、町内各地域及び周辺市町村を結んでいる。平成 28 年 4 月からは、町は南奈良総合医療センター、町役場等の公共施設を巡回するコミュニティバス（よどりバス）を運行しており、高齢者だけでなく多くの住民に活用されている。

バス交通は、奈良交通によって、近鉄下市口駅及び大淀バスセンターから、国道 169 号、309 号、370 号などへの路線バスが運行され、町内各地域及び周辺市町村を結んでいる。また、平成 14 年度から運行していた福祉バス（ふれあいバス）を再編し、平成 28 年度よりコミュニティバス（よどりバス）とデマンド型交通（よどりタクシー）として運行しており、多くの住民に活用されている。

第3 土地利用状況

本町は、大和盆地や紀伊地域と吉野・熊野地域の玄関口として発展してきた。

北部一帯は竜門山地に属し、町の東・西・北部は、標高 200～600m の森林を形成している。

森林は、平成 12 年現在で町域の約 54% を占めるほど緑豊かであったが、年々減少している。

集落地や、特産の梨やお茶などを生産している農地は、周辺の森林と一体となり、穏やかな田園風景を構成している。

第4 歴史・文化資源

本町には、6,000 年前の縄文時代の住居が見つかった桜ヶ丘遺跡、聖徳太子建立とされる古代寺院の比曾寺跡（世尊寺）、吉野に向かう旅行者たちが旅の安全を祈願した今木権現堂や車坂の石塚など、多くの歴史遺産がある。

第4章 災害危険性及び想定する災害

第1節 災害履歴

第1 台風・集中豪雨災害

本町に関する風水害の詳細な記録はないが、概要は次のとおりである。

■風水害の履歴

年月	風水害の概要
明治3年(1870)10月	暴風雨(台風)により吉野川(紀の川)流域罹災
明治4年(1871)7月	暴風雨(台風)により吉野川(紀の川)流域罹災
明治16年(1883)9月	暴風雨(台風)により吉野川(紀の川)流域罹災
明治29年(1896)8月	暴風雨(台風)により吉野川(紀の川)流域罹災
大正元年(1912)9月	暴風雨(台風)により町内各所で罹災
昭和9年(1934)9月	暴風(室戸台風)により町内各所で罹災
昭和25年(1950)9月	暴風雨(ジェーン台風)により町内各所で罹災
昭和28年(1953)9月	大洪水(台風13号)吉野川(紀の川)流域家屋流失
昭和34年(1959)9月	暴風雨(伊勢湾台風)吉野川(紀の川)流域の家屋、耕地浸水流失
昭和57年(1982)8月	暴風雨(台風10号)吉野川(紀の川)流域の家屋、耕地浸水流失
平成10年(1998)9月	暴風(台風7号)により町内全域で罹災
平成21年(2009)10月	暴風雨(台風18号)により町内各所で罹災
平成22年(2010)7月	大雨(梅雨前線)により町内各所で罹災

資料編：2-1 昭和・平成年代における主な災害

第2 地震災害

本町を含む奈良県内の地震災害の履歴は、資料編のとおりである。

資料編：2-1 昭和・平成年代における主な災害

第2節 地域の災害危険性

第1 災害危険性

本町は、北半部は起伏の大きな山地が広がり、斜面は全般に急峻である。これらの山地の地盤は、強固な花崗岩などの岩石地盤であるが、尾根部の風化帯や断層部などでは、脆くなって崩壊や土砂流出しやすい特性を有している。

1 水害

水害についてみれば、本町の南部を流れる吉野川（紀の川）の支川の水源地域にあたる地形的状況から、中小河川による外水氾濫の可能性が考えられる。

南部の吉野川（紀の川）沿いの平野部では、吉野川（紀の川）の外水氾濫だけでなく、内水氾濫の可能性も考えられる。

今後、局部的豪雨時などでは、谷底平野や崖錐などの谷地形の箇所、特に、中増川と増川の合流点や芦原川と畑屋川の合流点など、中小河川が合流するような谷筋の箇所では、水害の被害の発生が考えられる。

なお、本町は、洪水ハザードマップを作成し、広く住民に周知している。

2 土砂災害

土砂災害では、全町に広がる山地・丘陵地などの傾斜地の中で、自然斜面が残っている箇所について、斜面崩壊・地すべり・土石流の被害が予想される。特に、出口、北六田、新野などの市街地背後の山腹部や丘陵地尾根部の住宅地造成地の下部には急斜面がみられ、前述の岩石地盤の風化部や破碎部などがあれば崩壊しやすい。谷筋の谷底平野の山側には崖錐が多く分布する。崖錐は締まりの悪い、不規則な岩塊や土砂を含む未固結の斜面であり、地すべりや土石流を引き起こしやすい性質がある。

3 地震災害

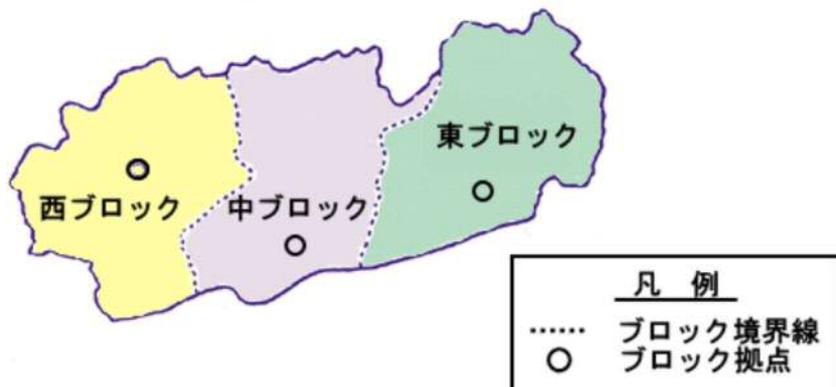
地震時の危険性では、谷底平野などの軟弱な地盤上の住宅等では、震度6強～7で全半壊に至る可能性があり、建物以外にも千股断層沿いや急斜面などで斜面崩壊、地すべりなどの土砂災害が発生する可能性がある。

なお、本町は、地震ハザードマップを作成し、広く住民に周知している。

第2 地域ブロック別の災害特性

本町の自然環境特性や災害特性・危険箇所を踏まえた、地域別の災害特性は以下のように整理される。なお、地域ブロック区分は、町の防災ブロック区分に基づく区分とした。

■防災ブロック区分



■ブロック拠点名

ブロック名	施設名
西ブロック	大淀西部幼稚園
中ブロック	大淀町文化会館
東ブロック	旭ヶ丘総合センター

■地域ブロック別の災害特性(風水害)

地域	地域特性	風水害特性
西ブロック	北部には山地が分布しているが、全体として丘陵地が広く分布する。 中南部の丘陵地尾根部には、高位段丘が広く分布し、平坦な地形が広がっている。この高位段丘などでは、大規模な住宅地開発やゴルフ場の開発が行われている。 中部以北の区域は、紀の川水系ではなく、大和川水系に属している。南部は紀の川水系に属している。	中部から北西方向に延びる谷底平野や南部の吉野川(紀の川)沿いの平野部などで、水害の危険性がある。
中ブロック	北部には山地がみられ、中部にはなだらかな丘陵地がみられる。南部には吉野川(紀の川)沿いの河岸段丘が発達し台地が広がる。 中部の丘陵地では、住宅地やゴルフ場などの開発が進んでいる。全体が、紀の川水系に属している。	馬佐川、越部川などの流域では、山間部に延びる細長い谷底平野がみられ、豪雨時などに浸水する可能性がある。 南部の吉野川(紀の川)沿いの平野部では、増水等により浸水する可能性がある。
東ブロック	北半部には急峻な山地が広がり、急斜面の一部では、斜面崩壊などがみられる。地区中央部を東西に千股断層が通る。南部はなだらかな丘陵地が分布し、その尾根上には高位段丘が点在する。全体が、紀の川水系に属している。	増川、比曾川などの流域では、山間部に延びる細長い谷底平野がみられ、豪雨時などに浸水する可能性がある。

■地域ブロック別の災害特性(土砂災害・地震災害)

地域	土砂災害特性	地震災害特性 (中央構造線断層帯が活動した場合)
西ブロック	<p>北部の山地斜面や中部の丘陵地斜面では、豪雨時などに崩壊や土石流などによる土砂災害が発生する可能性がある。</p> <p>特に、断層により破砕が進んでいる箇所等では崩壊に注意する必要がある。</p>	<p>低地で推定7～6強などの震度が予想され、地震被害が発生する可能性がある。</p>
中ブロック	<p>北部の山地斜面や中部の丘陵地斜面では、豪雨時などに崩壊や土石流などによる土砂災害が発生する可能性がある。</p> <p>特に、千股断層により破砕が進んでいる箇所等で、斜面上部が住宅地などで切土等の人工改変がなされている箇所などでは崩壊に注意する必要がある。</p>	<p>低地で推定6強などの震度が予想され、地震被害が発生する可能性がある。</p> <p>また、千股断層に沿った斜面などでは、崩壊等が発生する可能性がある。</p>
東ブロック	<p>北半部には急峻な山地が広がり、急斜面の一部では、斜面崩壊などがみられる。</p> <p>このような崩壊土砂等が豪雨などにより、比叡川、増川などの水系では斜面崩壊や土石流などによる災害が発生しやすい。</p> <p>また、地区中央部を東西に通る、千股断層沿いの斜面では崩壊等が発生しやすい。</p>	<p>低地で推定6強などの震度が予想され、地震被害が発生する可能性がある。</p> <p>また、千股断層に沿った斜面などでは、崩壊等が発生する可能性がある。</p>

第3節 想定災害

災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

計画の作成にあたっては、町における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、町において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

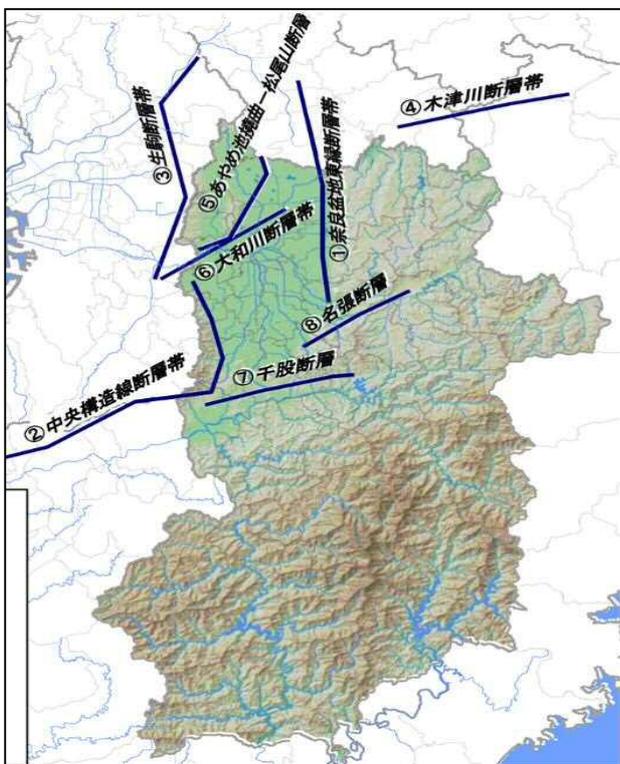
第1 地震災害

本計画の前提となる震災規模の想定として、本町に最も大きな被害をもたらす可能性が高い中央構造線断層帯、千股断層による地震及び東南海・南海地震を想定した。

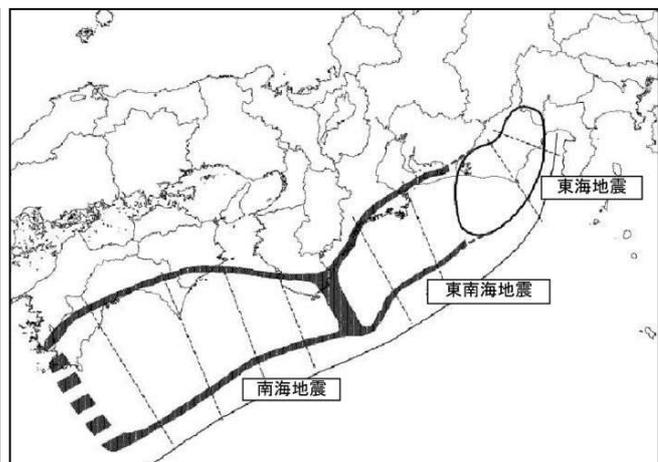
- | | | |
|----------------|-------|----------------------|
| 1 内陸型地震（直下型地震） | —— | 中央構造線断層帯（マグニチュード8.0） |
| 2 内陸型地震（直下型地震） | —— | 千股断層（マグニチュード7.1） |
| 3 海溝型地震 | ————— | 東南海・南海地震（マグニチュード8.6） |

■想定地震

＜内陸型地震の起震断層位置図＞



＜海溝型地震の想定震源域位置図＞



資料：第2次奈良県地震被害想定調査結果

第2 風水害

本町における風水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられる。

水害には、吉野川（紀の川）などの河川の氾濫等により発生する外水災害と地区の降水の排水が悪いため浸水する内水災害とがある。

第3 土砂災害

本町では、土石流危険渓流、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があり、豪雨等による災害が発生する可能性がある。

■土砂災害関連指定状況

種別	箇所数	備考
土石流危険渓流	196 箇所	
砂防指定地	11 箇所	
急傾斜崩壊危険箇所	232 箇所	
うち危険区域(法指定)	35 箇所	
山地災害危険地区	70 箇所	
土砂災害警戒区域	536 箇所	
地すべり危険箇所	0 箇所	地すべり防止区域の指定 1 箇所

資料編：2-6 土石流危険渓流

資料編：2-7 砂防指定地

資料編：2-8 急傾斜地崩壊危険箇所

資料編：2-9 急傾斜地崩壊危険区域

資料編：2-10 山地災害危険地区

資料編：2-11 土砂災害警戒区域

第3 その他災害

- 1 密集市街地等における大規模火災
- 2 危険物の爆発等による災害
- 3 航空機、鉄道等による災害

第4節 地震被害想定

本町に及ぼす地震による被害は次のように想定される。

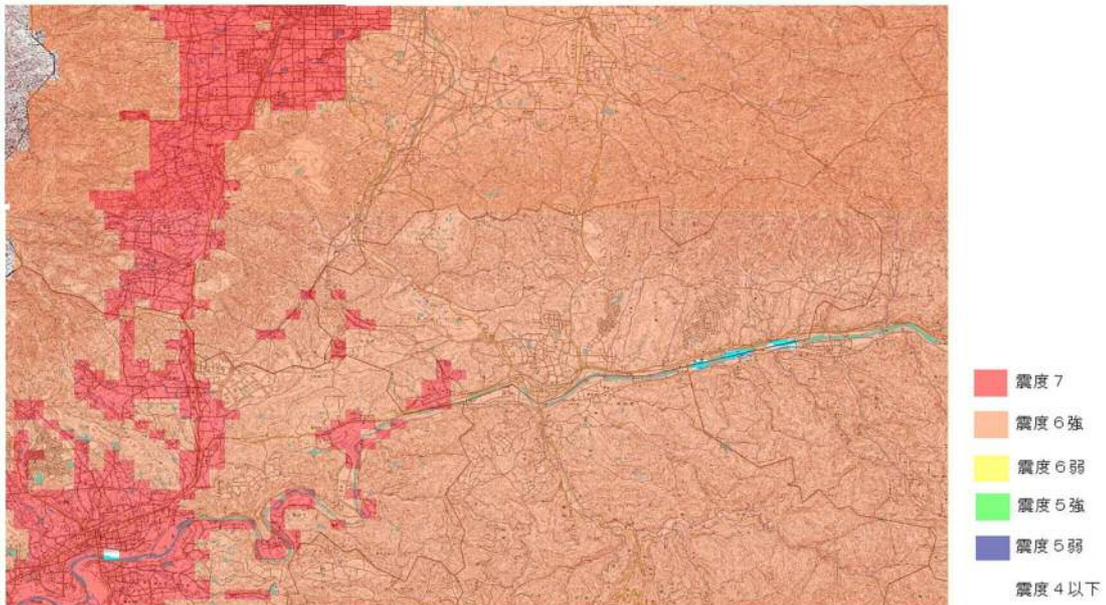
資料) 第2次奈良県地震被害想定調査、奈良県

第1 予測震度及び液状化予測

1 中央構造線断層帯による地震

中央構造線断層帯による地震の、震度分布、液状化危険度分布は以下に示すとおりである。これによれば、本町付近では、震度7～6強の揺れとなることが予測され、液状化予測では分布域に入っていない。

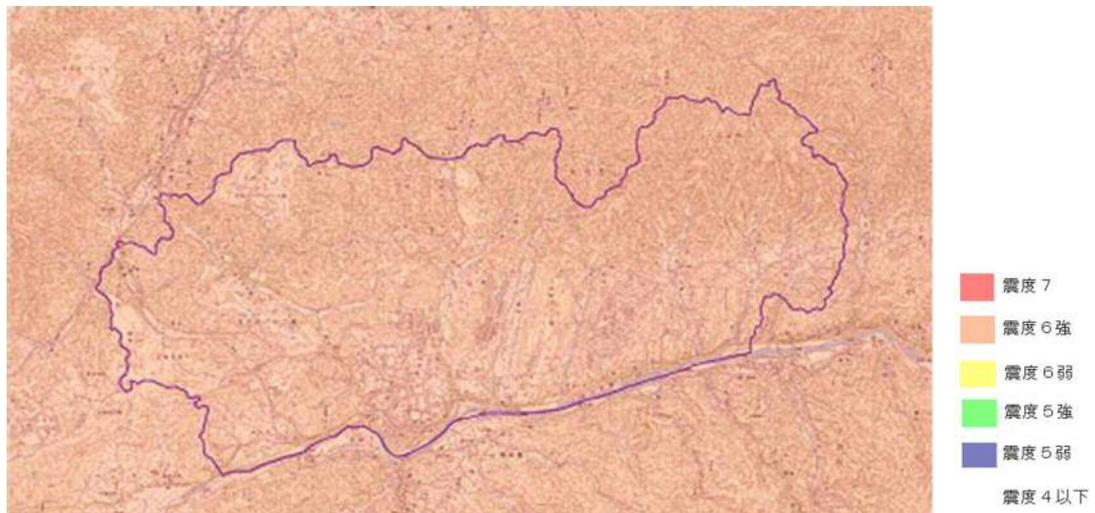
■震度分布(中央構造線断層帯による地震)



2 千股断層による地震

千股断層による地震では、本町付近一帯は震度6強が予測され、液状化予測では分布域には含まれていない。

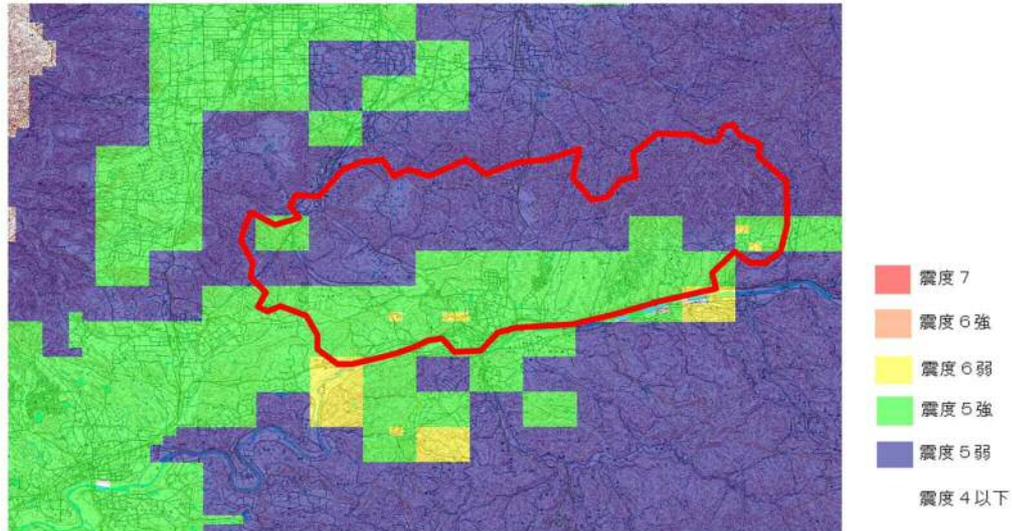
■震度分布(千股断層帯による地震)



3 東南海・南海地震

東南海・南海地震による予測震度は、本町付近では5強～5弱で、液状化予測の分布域には含まれていない。

■震度分布(東南海・南海地震)



第2 被害想定

1 人的・建物被害

本町の死者数・建物被害数は、第2次奈良県地震被害想定調査によれば、次表に示すとおりである。これによれば、内陸型の地震である中央構造線断層帯と千股断層がほぼ同数の被害が発生すると予測され、海溝型地震の東海・東南海地震の同時発生による被害に比べて、人的・建物両者とも、被害が大きい傾向にある。

人的被害では、中央構造線断層帯および千股断層が活動した場合に、死者 68 人、負傷者 291 人でこれらの合計は 359 人と想定され、東南海・南海地震の場合の死者 2 人、負傷者 2 人を大きく上回っている。

建物被害では、中央構造線断層帯および千股断層が活動した場合に、全壊が 1389 棟～1392 棟、半壊が 1242 棟～1243 棟となっており、東海・東南海地震の場合の全壊 26 棟、半壊 45 棟に比べて規模が大きい。

■地震による被害想定(大淀町)

区分	中央構造線断層帯			千股断層			東南海・南海地震		
	死者	負傷者	死者+ 負傷者 数	死者	負傷者	死者+ 負傷者 数	死者	負傷者	死者+ 負傷者 数
人的被害 (死者・負傷者)									
(人)	68	291	359	68	291	359	2	2	4
建物被害	全壊	半壊	全壊+ 半壊棟 数	全壊	半壊	全壊+ 半壊棟 数	全壊	半壊	全壊+ 半壊棟 数
(棟)	1,392	1,243	2,635	1,389	1,242	2,631	26	45	71

2 ライフラインの被害

本町のライフライン関係の被害は、次表に示すとおりである。水道の被害は内陸型地震では、断水が全世帯 6,316 世帯で発生し、海溝型地震では 406 世帯となっている。

下水道は全延長 46.3 kmのうち、内陸型地震では 4.3 km、海溝型地震では 0 kmとなっている。

電力では、供給障害世帯数は直後では、内陸型地震では全世帯で発生し、海溝型地震では 650 世帯となっている。

電話では、電話使用不能世帯数は内陸型地震では 871 世帯、海溝型地震では発生なしとなっている。

■地震によるライフラインの被害想定(大淀町)

区分	項目	総数	中央構造線 断層帯	千股断層	東南海・ 南海地震
水道	断水世帯数(世帯)	6,316	6,316	6,316	406
下水道	下水道被害(km)	46.3	4.3	4.3	0
電力	供給障害世帯数(直後)	6,331	6,331	6,331	650
電話	電話使用不能世帯数	6,316	871	871	—

注) 総世帯数：2000 年国勢調査

3 避難人口

本町の避難人口は、人口総数 20,376 人(2000 年国勢調査)のうち、直後の避難人口は中央構造線断層帯の場合で 26%、千股断層の場合で 26%の住民が避難をすると予測されている。東南海・南海地震の場合で 154 人と 1%以下に留まっている。

1 週間後の避難人口は、中央構造線断層帯で、6,927 人、千股断層の場合で 6,916 人と、直後の 1.3 倍程度と予測されており、東南海・南海地震の場合で、186 人と予測されている。

■避難人口(大淀町)

区分	人口 (2000 年国調)	中央構造線 断層帯	千股断層	東南海・ 南海地震
避難人口(避難所)直後	20,376	5,350	5,345	154
避難人口(避難所)1週間後	20,376	6,927	6,916	186

4 1日あたりの飲食・必要物資

1 日あたりの飲食・必要物資の必要量は次表に示すとおりである。

これによれば、食料は内陸型地震の場合で、1 日に約 19,300 食が必要となり、海溝型地震の場合で約 560 食が必要と予測される。

飲料水は、内陸型地震の場合で、約 19,300 ㍓、海溝型地震の場合で約 560 ㍓が必要と予測され、生活必需品(毛布、肌着)は、内陸型地震の場合で、約 6,400 組、海溝型地震の場合で約 190 組の物品が必要となると予測されている。

■1日あたりの飲食・必要物資(大淀町)

区分	中央構造線断層帯	千股断層	東南海・南海地震
食料(食)	19,260	19,242	554
飲料水(㍓)	19,260	19,242	554
生活必需品(毛布、肌着)(組)	6,420	6,414	185

5 がれき発生量

地震によるがれきの発生量に関する予測は、次表のとおりである。

中央構造線断層帯および千股断層の場合で、約 20 万 t 弱の量のがれきが発生するものと予測され、東南海・南海地震の場合で 3,600 t 程度の発生量が見込まれている。

■がれきの発生量(大淀町)(単位:t)

区分	中央構造線断層帯	千股断層	東南海・南海地震
がれき発生量	199,503	199,419	3,576

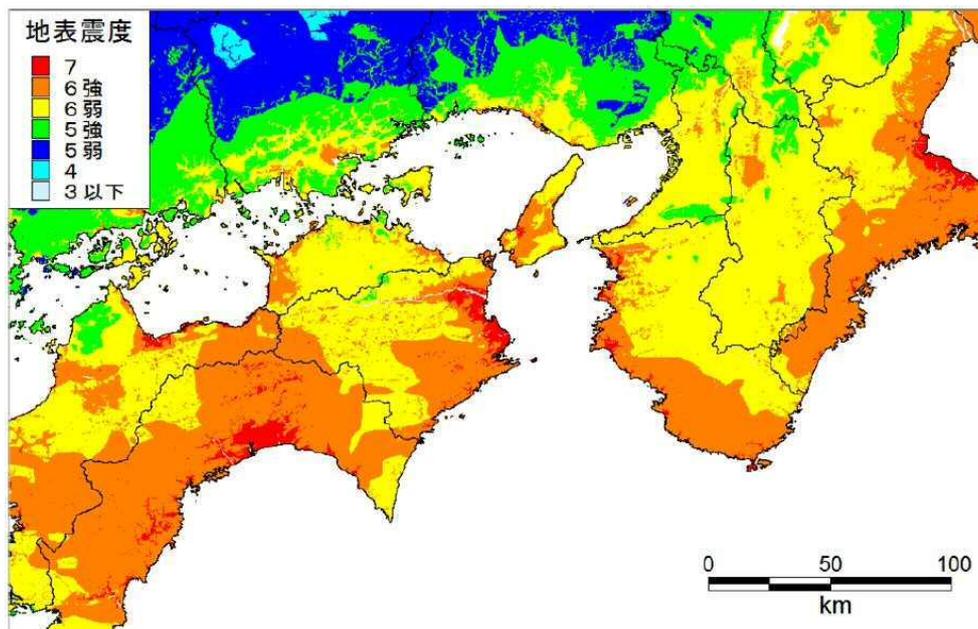
<参考>

「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）（平成 24 年 8 月、中央防災会議）」における想定と奈良県の想定を比較し、以下に示す。

区分	中央防災会議(H24)	第 2 次奈良県地震被害想定調査(H16)	
地震名称	南海トラフの巨大地震	東南海・南海地震 同時発生	中央構造線断層帯
県内最大震度	6 強	6 弱 (大半は 5 弱、5 強)	7
住家全壊棟数	約 7,500~47,000 棟	約 1,300 棟	約 98,100 棟
死者数(※)	約 100~1,700 人	4 人	約 4,300 人

(※) 県内死者数の内訳(建物倒壊、急傾斜地崩壊、火災による)

■震度分布図(陸側ケース)



出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）追加資料（H24. 8、内閣府）

第5節 洪水予測

奈良県では、浸水想定区域と浸水した場合に想定される水深を公表するために氾濫解析を実施し、浸水想定区域図を作成している。

このうち、本町に関係する浸水想定区域図（想定最大規模降雨）は、吉野川（紀の川）と曾我川の2つの河川であり、その浸水想定区域の作成概要は、以下のとおりである。

■浸水想定区域の作成概要

対象となる河川	紀の川水系紀の川(吉野川)	大和川水系曾我川
作成主体	奈良県	
指定年月日	平成 31 年3月	
指定の根拠法令	水防法第 14 条第1項	
指定の前提となる降雨	想定最大規模降雨(※)	想定最大規模降雨(※)
関係市町村	五條市、吉野町、大淀町、 下市町、川上村	大和高田市、橿原市、御所市、川西町、 三宅町、田原本町、高取町、広陵町、河 合町、大淀町

資料) 奈良県土木部河川課資料

※想定最大規模降雨：水防法の規定により定められた想定最大規模降雨

これによれば、吉野川（紀の川）では、出口から佐名伝までの川沿いの低地で浸水が予想されている。吉野川沿川で概ね 5m 以上の浸水深が続いており、一部で 10m 以上の浸水深が想定されている。

また、町北西部の曾我川では、薬水の川沿いのごく一部に浸水想定区域がみられる。

第5章 防災関係機関が処置すべき 事務又は業務の大綱

町及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次にあげる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

町長は、消防機関、水防団その他の組織の整備、公共的団体その他防災関連組織、自主防災組織の充実を図るとともに、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮できる体制等の整備に努める。

大淀町にかかる防災に関し、本町、奈良県広域消防組合、県、県警察（吉野警察署）、自衛隊、本町地域管轄の指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 実施責任

大淀町

本町は、防災の第一次的責務を有するものとして、本町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

奈良県

県は、県域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て県域における防災対策を推進するとともに、本町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、本町及び県の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、本町及び県の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、本町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 地方公共団体の業務

1 大淀町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
大淀町	1 町防災会議に関する事務 2 気象予警報の伝達 3 防災知識の普及 4 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5 防災訓練・避難訓練の実施 6 防災活動体制・通信体制の整備 7 消防水利等の整備 8 救急・救助体制の整備 9 危険物施設等の災害予防 10 公共建築物・公共施設の強化 11 都市の防災構造の強化 12 上水道の確保体制の整備 13 避難計画の作成及び避難所等の整備 14 ボランティア活動支援の環境の整備 15 要配慮者の安全確保体制の整備 16 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17 防疫予防体制の整備 18 廃棄物処理体制の整備 19 火葬場等の確保体制の整備	1 町災害対策本部に関する事務 2 災害対策要員の動員 3 早期災害情報・被害状況等の報告 4 ヘリコプターの受入準備 5 災害広報 6 救急救助、水防等の応急措置 7 被災者の救出・救難・救助等 8 ボランティアの活動支援 9 要配慮者の福祉的処遇 10 避難指示等 11 避難所の設置・運営 12 災害時における交通・輸送の確保 13 食料、飲料水、生活必需品の供給 14 危険物施設等の応急対策 15 防疫等応急保健衛生対策 16 遺体の捜索、火葬等 17 廃棄物の処理及び清掃 18 災害時における文教対策 19 復旧資材の確保 20 被災施設の応急対策 21 義援金の募集活動の支援 22 消防団の指揮、指導	1 被災施設の復旧 2 義援金の配分の支援 3 その他法令及び町地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

2 奈良県広域消防組合

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域消防組合	1 消防に関する施設及び組織の整備並びに訓練 2 災害危険箇所の警戒巡視 3 消防思想の普及	1 消防、水防、その他の応急対策 2 被災者の救難、救助、その他の保護 3 災害に関する情報の収集及び伝達	

3 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	1 防災に関する組織の整備・改善 2 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3 都市基盤整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4 災害危険箇所の災害防止対策 5 防災に関する施設・設備の整備、点検 6 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7 県防災情報システムの整備、運用、点検 8 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10 自主防災組織等の育成支援 11 ボランティア活動の環境整備 12 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13 その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	1 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 3 災害救助法の運用 4 消火・水防等の応急措置活動 5 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7 緊急輸送体制の確保 8 緊急物資の調達・供給 9 災害を受けた児童、生徒の応急教育 10 施設、設備の応急復旧 11 県民への広報活動 12 ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 13 その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	1 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2 民生の安定化策の実施 3 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4 その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5 義援金の受入・配分等に関する計画

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県 警察本部	1 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3 道路実態の把握と交通規制の策定 4 防災訓練の実施 5 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	1 被害の実態把握 2 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3 行方不明者の捜索 4 危険区域内の居住者、滞り者その他の者に対する遊離の指示及び誘導 5 死体の調査等及び検視 6 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8 広報活動 9 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	1 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2 交通信号施設等の復旧 3 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第3 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

1 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区 警察局	1 近畿管区広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2 気象予警報の伝達 3 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整	1 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用	
近畿総合 通信局	1 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2 非常通信協議会の指導育成	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し	
近畿財務局 奈良財務 事務所			1 災害復旧事業費査定の立会 2 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費(起債分)の審査及び災害融資 4 地方公共団体に対する災害短期資金(財政融資資金)の融資 5 国有財産の無償貸付等に関すること

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	1 職業の斡旋 2 雇用保険料の納期の延長に関すること 3 雇用給付金の支給等に関すること
近畿農政局	1 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2 農作物等の防災管理指導	1 土地改良機械の緊急貸付 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害の防除指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導
南近畿土地改良調査管理事務所	所管基幹水利施設の保全	所管基幹水利施設の応急対策	所管被災水利施設の復旧
近畿中国森林管理局	1 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2 治山施設による災害予防	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 電気、ガスの供給確保 3 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1 生活必需品、復旧資材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガスの復旧支援
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3 鉱山の保安に関する業務の指導監督	1 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保	1 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2 被災鉱山への復旧対策支援

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 1 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令 	
大阪航空局 八尾空港事務所	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による捜索救難の調整指導及び関係者への情報伝達 2 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整 3 県内場外離着陸場(臨時ヘリポート)の航空法第79条但書の規定に基づく許可 	
近畿地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 地理空間情報の提供 2 地理情報システムの活用支援 3 防災地理情報の整備 	地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援
奈良地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等の発表 2 気象・地震の観測及びその成果等の収集と発表 3 防災気象知識の普及啓発 4 職員の派遣(知事からの要請により職員を派遣し防災情報の解説を行う。) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供 	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
大阪海上 保安監部		1 被害情報の収集 2 被災者の捜索救助活動 3 被災者等の搬送 4 救援物資の輸送	
近畿地方 環境事務所			1 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
近畿中部 防衛局		1 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること 2 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する奈良県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること	

2 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1 災害派遣の計画及び準備 (1)防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 (2)災害派遣計画の作成 (3)災害派遣計画に基づく訓練の実施 2 防災訓練等への参加	1 被害状況の把握 2 避難の援助 3 遭難者等の捜索救助 4 水防活動 5 消防活動 6 道路又は水路の啓開 7 応急医療・救護・防疫 8 人員及び物資の緊急輸送 9 炊飯及び給水 10 救援物資の無償貸与又は譲与 11 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

3 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社 (町内郵便局)		<ol style="list-style-type: none"> 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者あて救助用郵便物の料金免除 被災者救助団体に対するお年玉付き郵便葉書等寄附金の配分 	
日本銀行 (大阪支店)		<ol style="list-style-type: none"> 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 金融機関の業務運営の確保に係る措置 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 各種措置に関する広報 	<ol style="list-style-type: none"> 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 金融機関の業務運営の確保に係る措置 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 各種措置に関する広報
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の保全と整備	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における緊急鉄道輸送の確保 鉄道施設の災害応急対策 	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話株式会社 (奈良支店)	<ol style="list-style-type: none"> 電気通信設備の保全と整備 気象情報の伝達 	<ol style="list-style-type: none"> 電気通信設備の応急対策 災害時における非常緊急通信の調整 	被災電気通信設備の災害復旧
株式会社 NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策	被災電気通信設備の災害復旧
KDDI 株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策	被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 奈良県支部	<ol style="list-style-type: none"> 医療救護班の派遣準備 被災者に対する救援物資の備蓄 血液製剤の確保及び供給体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における医療救護 防災ボランティアの派遣 血液製剤の確保及び供給 救護物資の配分 	義援金の受入・配分の連絡調整

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本放送協会 (奈良放送局)	1 放送施設の保全と整備 2 気象予警報等の放送	1 気象情報等および災害情報の放送 2 災害時における広報活動 3 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	高速自動車国道等の保全と整備	高速自動車国道等の応急対策	高速自動車国道等の復旧
独立行政法人 水資源機構 (関西・吉野川支社)	所管ダム施設の保全	所管ダムの施設の応急対策	所管被災ダム施設の復旧
電源開発株式会社(西日本支店)	1 所管ダム施設及び電力施設の保全 2 気象観測通報についての協力	所管ダムの施設及び電力施設の応急対策	所管被災ダム施設及び電力施設の復旧
大阪ガス株式会社(ネットワークカンパニー北東部導管部)	ガスの供給施設の保全と防災管理	1 ガス供給施設の応急対策 2 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
日本通運株式会社(奈良事業所) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力送配電株式会社 (奈良支社)	電力施設の保全	1 災害時における電力供給対策 2 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧

4 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社 奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1 災害時における交通輸送の確保 2 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
桜井ガス株式会社 五条ガス株式会社 大和ガス株式会社	ガス供給施設の保全と整備	1 ガス供給施設の応急対策 2 災害時におけるガス供給対策	被災ガス供給施設の復旧
大和平野 土地改良区	土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び整備	土地改良区が管理している農地・農業用施設の被害調査	土地改良区が管理している被災農地、農業用施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送テレビ株式会社 朝日放送ラジオ株式会社	1 放送施設の保全と防災管理 2 気象予警報等の放送	1 気象情報等及び災害情報の放送 2 災害時における広報活動 3 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
株式会社朝日新聞社(奈良支局) 株式会社毎日新聞社(奈良支局) 株式会社讀賣新聞大阪本社(奈良支局) 株式会社産業経済新聞社(奈良支局) 株式会社日本経済新聞社(奈良支局) 株式会社中日新聞社(奈良支局) 株式会社奈良新聞社 一般社団法人共同通信社(奈良支局) 株式会社時事通信社(奈良支局)	1 住民に対する防災知識の普及 2 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
一般社団法人 奈良県医師会	1 防災訓練の実施 2 防災知識の普及 3 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1 医療機関の早期復旧 2 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
一般社団法人 奈良県病院協会	1 防災訓練の実施 2 防災知識の普及 3 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期復旧
一般社団法人 奈良県歯科医師会	1 歯型による身元確認等の研修 2 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2 身元確認班の派遣 3 口腔ケア物資の供給	1 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2 歯科医療機関の早期復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
公益社団法人 奈良県看護協会	1 防災訓練の実施 2 防災知識の普及	1 災害支援ナースの派遣要 請 2 災害支援ナースの派遣調 整	
一般社団法人 奈良県薬剤師会	1 防災訓練の実施 2 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬 指導 2. 医薬品等集積所における 医薬品の管理等	
一般社団法人 奈良県LPガス協 会	LPガスによる災害の防止	LPガスによる災害の応急対 策	LPガスの災害復旧
公益社団法人 奈良県トラック協会		1 緊急物資の輸送 2 緊急輸送車両の確保	
富士運輸株式会社		特殊車両その他可搬拠点等 の設置及び供与	
奈良県土地開発公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急対策	所管被災施設の復旧

5 公共的団体その他の機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
報道機関	1 住民に対する防災知識の 普及 2 住民に対する予警報等の 周知徹底	住民に対する災害情報及び 災害応急対策等の報道	
農業協同組合 森林組合 水産業協同組合	共同利用施設の整備	1 共同利用施設の災害応急 対策 2 農林業生産資材及び農林 家生活資材の確保斡旋 3 県及び町が行う被災状況 調査及びその応急対策に ついての協力 4 農作物・林産物の被害応 急対策の指導	1 被災共同利用施設の復旧 2 被災組合員に対する融資 又は斡旋
病院等	1 災害時における診療機能 維持のための施設・設備の 整備 2 防災訓練	災害時における医療の確保お よび負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期回復
社会福祉法人 奈良県社会福 祉協議会	1 関係機関との連携 2 県災害ボランティア本部 の設置・運営訓練	市町村災害ボランティアセンタ ーの運営支援	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
金融機関			1 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	1 避難施設の整備 2 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商工会議所 商工会		1 物価安定についての協力 2 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1 商工業者への融資斡旋実施 2 災害時における中央資金源の導入
奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会		災害時等における棺及び葬祭用品の提供	
一般社団法人 全国霊柩自動車協会		災害時等における遺体の搬送	
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合		1 災害時の要配慮者の宿泊受入れ 2 災害時の帰宅等困難者への支援	
公益社団法人 奈良県獣医師会		1 災害時の被災動物の救護 2 災害時の被災動物飼養者への支援	

第6章 住民、事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、町及び関係機関も被災している中で、その総力を結集して住民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、迅速な初動体制をとることは難しく、その対応能力には限界がある。阪神・淡路大震災においても、隣近所の住民、企業による消火・救助等の助け合いが行われ、延焼防止や多くの命が助かっている。このような教訓から、防災対策にあたっては、地域の防災力向上が不可欠である。

したがって、住民及び事業所は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に災害防止に寄与するように努める。

第1節 住民の役割

地域の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するように努める。

第1 町民一人ひとりの役割

町民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防災を関連付け、平常時から災害への備えを行う。

1 災害危険度について

- ・ 想定外の災害が起こりうることについて理解する。
- ・ 防災マップ等で自らの住む地域やその近所、通勤・通学路等で起こりうる災害と危険度を確認する。
- ・ 氾濫の危険のある水路や中小河川、急傾斜地やブロック塀など、災害発生時に危険となりうる箇所がないか確認する。

2 家庭内備蓄について

- ・ 家族で3日以上（1週間程度が望ましい）の食料と1人1日3リットル分の水を備蓄するよう努める。
- ・ 家庭で備えた食材をふだんの食事を使いながらなくなったものを買い足すローリングストックを進める。
- ・ 災害時に活用可能な資機材等整理するとともに非常時持ち出し品（マスク等を含む）を検討・準備する。
- ・ 高齢者や障がい者、乳幼児のいる家庭やペットを飼っている家庭は備蓄品について特に検討を行う。

3 避難行動について

- ・ 災害時に早期の避難を原則とし、自らの判断で適切な避難行動をとるために必要な防災情報の収集方法について確認するとともに避難のタイミング等を検討する。
- ・ 避難場所、避難経路、家族の集合場所等を決めておく。
- ・ 指定避難所・指定緊急避難場所を確認する。
- ・ 災害時伝言ダイヤルや災害掲示板の利用方法を確認しておく。
- ・ 避難先について、指定緊急避難場所が開設されていない場合等を考慮し、自宅より安全な親類

や知人宅等を利用できるような関係づくりに努める。

- ・避難に時間のかかる高齢者や障がい者、乳幼児のいる家庭やペットのいる家庭は特に避難のタイミングや避難先について検討を行う。

4 地域におけるコミュニティづくり

- ・日頃から隣近所とあいさつを交わし顔見知りになっておく。
- ・地域の行事に積極的に参加する。

第2 区・自主防災組織の役割

1 自主防災体制の確立

大規模災害発生直後の行政の対応能力には限界があり、被害を軽減するには地域の助け合いである「共助」が大きな力となる。

このため、「自らの地域は自らで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動できる地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

2 応急対策活動への協力

町及び県が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第2節 事業所の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

第1 災害予防対策

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

また、建築物の耐震性向上、施設及び設備等の安全管理、防災訓練の実施や従業員への防災知識の普及、防災資機材や飲料水、食料及び生活必需品の備蓄を図る。

さらに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan）の作成に努める。

第2 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災訓練等の防災活動に積極的に協力する。

第3 応急対策活動への協力

事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、事業継続上の取り組みを継続的に実施するとともに、町や県等が実施する防災に関する施策への協力に努める。

第7章 計画の運用

第1 計画の修正

町及び関係機関は、この計画を現状に即したものにするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、これを修正する必要があると認める場合は、防災会議に諮り修正する。

修正の手順は以下のとおり。

- (1) 修正を必要とする町内部署及び関係機関は、修正すべき内容及び資料を町総務部に提出する。
- (2) 町は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- (3) 防災会議は、防災計画修正原案を審議する。
- (4) 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、計画の修正について県へ報告する。
- (5) 県への報告に対し助言又は勧告があった場合は、防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- (6) 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

第2 計画の運用

町及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が果たせるよう、平常時から、図上訓練、実践的訓練等によって本計画の習熟に努めるとともに、住民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

町、防災関係機関は、必要に応じて具体的な活動計画を作成するなど、この計画に掲げられた事項の推進に努める。また、防災関係機関は、分野毎に緊急度の高いものから順に災害対応マニュアルの策定を進め、マニュアル策定後は、訓練を定期的実施し、マニュアルを検証し、必要に応じ修正を加えてより実践的なマニュアルづくりを目指す。